

# 「(仮称) 登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例」(案)【概要】

## 1.....目的

この条例(案)は、地域住民、町内会等、事業者、住宅関連事業者及び市の役割を明らかにし、互いに連携し、協働して地域住民の町内会への加入及び町内会等の活動への参加を促進することにより、町内会等の維持及び活動の活性化を推進し、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

## 2.....基本理念

町内会等の維持及び活動の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 地域住民、町内会等、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解と協働により行われること。
- (2) 地域社会における町内会等の役割の重要性を理解し、行われること。
- (3) 町内会等の自立性及び地域性を尊重すること。
- (4) 地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。

## 3.....地域住民の役割

- (1) 地域住民は、自らが地域の一員であることを認識し、安心して快適に暮らすために、町内会等が重要な役割を担っていることを理解するよう努めるものとします。
- (2) 地域住民は、自らが居住する地域の町内会への加入及び町内会等の活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとします。

## 4.....町内会等の役割

- (1) 町内会等は、見守り活動や防災活動等を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、安心して住みよい地域社会の形成に努めるものとします。
- (2) 町内会等は、地域住民の自発的な町内会への加入、町内会等の活動への参加及び交流を促進するとともに、地域住民が町内会等の地域社会における役割の重要性について理解を深めるよう努めるものとします。
- (3) 町内会等は、地域住民及び事業者が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めるものとします。
- (4) 町内会等は、その活動を補い、又は深めるために、必要に応じて、事業者及び市と連携するよう努めるものとします。
- (5) 町内会の連合組織は、当該町内会の連合組織を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会等の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとします。

## 5.....事業者の役割

市内に事務所又は事業所を有する事業者は、地域住民が町内会等の地域社会における役割の重要性を理解し、当該事務所又は事業所が所在する地域の町内会の活動に積極的に参加し、又は協力することにより、町内会等の活動の活性化の推進に努めるものとします。

## 6.....住宅関連事業者の役割

- (1) 住宅関連事業者は、町内会等及び市が行う町内会への加入及び町内会等の活動の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。
- (2) 住宅関連事業者は、住宅の賃貸等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者又は当該住宅に入居している者に対し、町内会への自発的な加入及び町内会活動に関する情報の提供に努めるものとします。

## 7.....市の役割

- (1) 市は、町内会等と協働して安心して住みよいまちづくりの推進に努めるものとします。
- (2) 市は、事業等の実施に当たり、町内会等に協力を依頼する場合には、関係部局間の連携に努め、町内会等の負担が過重なものとならないように十分に配慮するものとします。
- (3) 市は、町内会等の維持及び活動の活性化を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとします。
- (4) 市は、地域住民の町内会への加入及び町内会等の活動への参加の促進に関する理解を深めるために積極的な広報及び啓発を行うよう努めるものとします。

## 8.....意見の考慮

市は、町内会等の維持及び活動の活性化に関する施策を実施する際には、町内会等の意見を考慮することとします。